

## 鉱山保安協議会令

(平成十六年十月二十七日政令第三百三十号)

内閣は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

**第一条** 中央鉱山保安協議会（以下「中央協議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

2 地方鉱山保安協議会（以下「地方協議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

3 中央協議会及び地方協議会（以下「協議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(専門委員の任命等)

**第二条** 中央協議会又は地方協議会の専門委員は、鉱山における保安に関し優れた識見を有する者のうちから、それぞれ経済産業大臣又は産業保安監督部長が任命する。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

**第三条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(議事)

**第四条** 中央協議会は、学識経験のある者である委員、鉱業権者を代表する者であ

る委員及び鉱山労働者を代表する者である委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 地方協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 第三項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

**第五条** 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第六条** 中央協議会の庶務は経済産業省商務情報政策局鉱山・火薬類監理官において、地方協議会の庶務は産業保安監督部において、処理する。

(雑則)

**第七条** この政令に規定するもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 中央鉱山保安協議会運営規定

### (会議の招集)

**第一条** 中央鉱山保安協議会会長（以下「会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号。以下「法」という。）第五十二条の規定により経済産業大臣からその議に付されたとき。
- 二 法第五十三条第一項第二号の規定により経済産業大臣から諮問されたとき。
- 三 委員の定数の三分の一以上に当たる委員が、連名で会議の招集を求めたとき。
- 四 その他会長が必要と認めたとき。

2 会議の招集は、文書その他適宜の方法で招集期日の五日前までに行わなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

### (議事運営)

**第二条** 会議は会長が主宰する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する者が臨時に前項の職務を行うことができる。

**第三条** 委員の発言は、会長に従わなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ、又は説明させることができる。

**第四条** 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配布資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会場において会長の指示に従わなければならない。

3 会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

### (代理人)

**第五条** 委員はあらかじめ会長の同意を得て、代理人一名を選任することができる。

2 代理人は、委員に事故があるときは、その委員に代わって会議に出席し、意見を述べ、又は議決に参加することができる。

3 前項の規定により代理人が会議に参加するときは、その委員が出席して意見を述べ、又は議決に参加する者とみなす。

(部会)

**第六条** 中央鉱山保安協議会（以下「協議会」という。）は、その議決をもって部会を置くことができる。

**第七条** 部会は、会長の請求により、部会長が召集する。

**第八条** 会長は、経済産業大臣の諮問があつた場合又は経済産業大臣に建議しようとする場合において、必要があると認めるときは、諮問又は建議に係る事案を部会に付託することができる。

**第九条** 前条の場合において、部会の議決は、会長の同意を得て、部会の議決を持って協議会の議決とすることができる。

2 会長は、部会が前項の規定による決議をしたときは、その旨を次の総会に報告するものとする。

(運営規程の改正)

**第十条** 会長は、この運営規程を改正しようとするときは、協議会に諮らなければならない。

(雑則)

**第十一条** この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会運営規程

(会議の招集)

**第1条** 中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会（以下「鉱害防止部会」という。）は、中央鉱山保安協議会運営規程第7条の規定により、鉱害防止部会長（以下「部会長」という。）が召集する。

(議事運営)

**第2条** 会議は部会長が主宰する。

2 部会長に事故があるときは、部会長の指名する者が臨時に前項の職務を行うことができる。

**第3条** 委員（委員及び専門委員をいう。以下同じ。）の発言は、部会長に従わなければならない。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を鉱害防止部会に出席させて、意見を述べ、又は説明させることができる。

**第4条** 鉱害防止部会は、原則として、会議の公開及び配付資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、部会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配付資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会場において部会長の指示に従わなければならない。

3 部会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(報告)

**第5条** 鉱害防止部会は、鉱山保安協議会令第3条第6項の規定による議決をしたときは、その旨を中央鉱山保安協議会に報告するものとする。

(運営規程の改正)

**第6条** 部会長は、この運営規程を改正しようとするときは、鉱害防止部会に諮らなければならない。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、鉱害防止部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。